

# 資料編

河内長野市第5次総合計画の策定の経過	172
各種調査等の概要	178
諮問	180
答申	181
河内長野市総合計画審議会条例	182
総合計画審議会委員名簿	184
策定委員会規程	186
河内長野市民憲章	187

## ■河内長野市第5次総合計画の策定の経過

### 策定体制

#### (1) 庁内体制

##### ① 河内長野市総合計画策定委員会

副市長を会長とし、教育長及び部長級の職員を委員として構成する。策定委員会に策定部会を置く。策定委員会は、策定部会において作成された基本構想素案及び基本計画素案（以下「基本構想等素案」という。）を審議し、基本構想等素案の最終決定機関とする。

1. 総合計画案の策定に関すること。
2. 総合計画についての調査研究に関すること。
3. その他総合計画策定について必要な事項の決定に関すること。

##### ② 策定部会

策定部会は、部会長及び部会員で組織し、副理事級、課長級の職員で構成する。策定部会に作業部会を置く。策定部会は、作業部会を指揮し基本構想等素案の作成を行う。

1. 総合計画素案の作成に関すること。
2. 分野別計画素案の作成に関すること。
3. その他素案の作成に関すること。

##### ③ 専門部会

専門部会は、副理事級、課長級の職員で構成する。専門部会に専門ワーキングを置く。専門部会は、専門ワーキングを指揮し、特定項目についての本市の方向性の取りまとめを行う。

##### ④ 専門ワーキング

専門ワーキングは、関係課及び公募による課長補佐級以下の職員によって構成する。専門ワーキングは、専門部会の指示に基づき、特定項目についての本市の方向性の取りまとめ作業等を行う。

#### (2) 市民参加

計画策定にあたっては、各年代層の市民、各団体等に働きかけ、十分な市民参画を図る。

1. 公募市民委員の起用（総合計画審議会）
2. 市民アンケート調査
3. 市民ワークショップの開催  
基本構想における市の将来像を共に考えるための市民ワークショップを開催する。
4. 地域別検討会議の開催  
小学校区ごとの検討会議で地域の特色や課題の把握とその解決方法などを話し合い、地域別計画の素案づくりを行う。
5. 子どもアンケート及び子どもワークショップの開催
6. パブリックコメントの実施 など

### (3) 職員参加

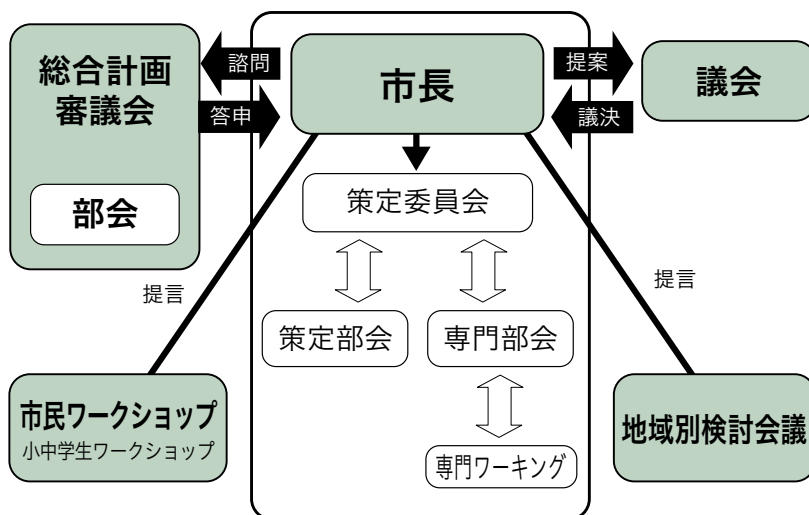
計画策定にあたっては、幅広い職員の参加を図り、職員の専門知識と創意工夫を計画に活かすとともに、横断的な施策展開が図れる計画とする。

1. 職員アンケートの実施
2. 策定委員会・策定部会等、計画策定への幅広い職員参加
3. 地域別検討会議への職員参加 など

### (4) 第5次総合計画審議会の設置

河内長野市総合計画審議会条例に基づき第5次総合計画審議会を開催する。

#### ■策定組織イメージ図(参考)



## 策定経過

太字は市民参加、総合計画審議会関係

平成 25 年	8 月 27 日	第1回総合計画策定委員会
	8 月 30 日	<b>中学生ワークショップ</b>
	9月～10月	<b>市民アンケート</b>
	10月 1 日	第2回総合計画策定委員会
	11月 28日	第1回人口対策専門部会・専門ワーキング
	11月～12月	<b>小中学生アンケート</b>
	12月 3 日	第3回総合計画策定委員会
	12月 14日	<b>市民ワークショップ(スタートアップセミナー)</b>
	12月 16日	第2回人口対策専門ワーキング
	12月～1月	職員アンケート
	12月 24日	<b>小学生ワークショップ</b>
	12月 26日	第1回土地利用専門部会・専門ワーキング
平成 26 年	1 月 11 日	<b>第1回市民ワークショップ</b>
	1 月 15 日	第3回人口対策専門ワーキング 第2回土地利用専門ワーキング
	1 月 18 日	<b>第2回市民ワークショップ</b>
	2 月 1 日	<b>第3回市民ワークショップ</b>
	2 月 10 日	第3回土地利用専門ワーキング
	2 月 15 日	<b>第4回市民ワークショップ</b>
	2 月 17 日	第2回人口対策専門部会 第1回都市ブランド専門部会・専門ワーキング
	3 月 1 日	<b>第5回市民ワークショップ</b>
	3 月 4 日	第2回都市ブランド専門ワーキング
	3 月 5 日	第2回土地利用専門部会
	3 月 12 日	第4回人口対策専門ワーキング 第3回都市ブランド専門ワーキング
	3 月 19 日	第2回都市ブランド専門部会

- 3月26日 第3回土地利用専門部会  
3月27日 第3回人口対策専門部会  
4月23日 **市民ワークショップ提言書提出**  
5月27日 第4回総合計画策定委員会  
6月20日 第5回総合計画策定委員会  
7月2日 第1回総合計画策定部会 <3部会合同>  
7月5日 **まちづくり市民フォーラム(市民ワークショップ提言書の発表含む)**  
7月15日 第2回総合計画策定部会 <第3部会>  
7月16日 第2回総合計画策定部会 <第2部会>  
7月17日 第2回総合計画策定部会 <第1部会>  
7月24日 第6回総合計画策定委員会  
8月13日 第7回総合計画策定委員会  
8月22日 第8回総合計画策定委員会  
8月28日 第9回総合計画策定委員会  
9月1日 **第1回総合計画審議会全体会<諮問>**  
**総合計画審議会有識者会議**  
9月16日 第10回総合計画策定委員会  
9月27日 **第1回総合計画審議会 <第3部会>**  
9月28日 **第1回総合計画審議会 <第1部会>**  
**第1回総合計画審議会 <第2部会>**  
10月16日 **第1回総合計画審議会正副部会長会議**  
10月29日 **第2回総合計画審議会 <第3部会>**  
10月31日 **第1回地域別検討会議 <小山田小学校区>**  
11月1日 **第2回総合計画審議会 <第1部会>**  
11月6日 **第2回総合計画審議会 <第2部会>**  
11月14日 **第1回地域別検討会議 <楠小学校区>**  
11月21日 **第2回総合計画審議会正副部会長会議**  
11月26日 **第2回総合計画審議会全体会**  
11月27日 **第2回地域別検討会議 <小山田小学校区>**

- 12月6日 第2回地域別検討会議 <楠小学校区>
- 12月10日 第1回地域別検討会議 <川上小学校区>
- 12月16日 第3回総合計画審議会 <第3部会>
- 12月22日 第3回総合計画審議会 <第1部会>  
第11回総合計画策定委員会
- 12月26日 第3回総合計画審議会 <第2部会>

- 平成27年
- 1月13日 第3回地域別検討会議 <小山田小学校区>
  - 1月14日 第2回地域別検討会議 <川上小学校区>
  - 1月17日 第3回地域別検討会議 <楠小学校区>
  - 1月22日 第1回地域別検討会議 <長野小学校区>
  - 1月29日 第1回地域別検討会議 <高向小学校区>
  - 1月31日 第4回総合計画審議会 <第1部会>
  - 2月4日 第4回総合計画審議会 <第2部会>
  - 2月6日 第4回総合計画審議会 <第3部会>
  - 2月10日 第2回地域別検討会議 <長野小学校区>
  - 2月11日 第3回地域別検討会議 <川上小学校区>
  - 2月12日 第2回地域別検討会議 <高向小学校区>
  - 2月23日 第3回総合計画審議会正副部会長会議
  - 2月24日 第3回地域別検討会議 <高向小学校区>
  - 3月7日 第1回地域別検討会議 <石仏小学校区>
  - 3月12日 第12回総合計画策定委員会
  - 3月13日 第3回地域別検討会議 <長野小学校区>
  - 3月26日 第3回総合計画審議会全体会
  - 4月18日 第2回地域別検討会議 <石仏小学校区>
  - 4月～5月 基本構想市民意見募集(パブリックコメント)
  - 5月16日 第3回地域別検討会議 <石仏小学校区>
  - 5月24日 第1回地域別検討会議 <三日市小学校区>
  - 5月30日 第1回地域別検討会議 <南花台小学校区>

- 6月6日 第1回地域別検討会議 <加賀田小学校区>  
6月10日 第1回地域別検討会議 <千代田小学校区>  
6月12日 第13回総合計画策定委員会  
第1回地域別検討会議 <天見小学校区>  
6月13日 第2回地域別検討会議 <南花台小学校区>  
6月19日 第4回総合計画審議会全体会  
6月20日 第2回地域別検討会議 <加賀田小学校区>  
6月24日 第2回地域別検討会議 <千代田小学校区>  
6月26日 第2回地域別検討会議 <天見小学校区>  
6月27日 第3回地域別検討会議 <南花台小学校区>  
6月28日 第2回地域別検討会議 <三日市小学校区>  
7月3日 第5回総合計画審議会全体会<答申>  
7月4日 第3回地域別検討会議 <加賀田小学校区>  
7月5日 第1回地域別検討会議 <美加の台小学校区>  
7月8日 第3回地域別検討会議 <千代田小学校区>  
7月10日 第3回地域別検討会議 <天見小学校区>  
7月12日 第3回地域別検討会議 <三日市小学校区>  
7月20日 第2回地域別検討会議 <美加の台小学校区>  
7月21日 第1回地域別検討会議 <天野小学校区>  
8月2日 第3回地域別検討会議 <美加の台小学校区>  
8月4日 第2回地域別検討会議 <天野小学校区>  
8月18日 第3回地域別検討会議 <天野小学校区>  
9月25日 基本構想議決  
10月8日 第14回総合計画策定委員会  
10月~11月 地域別計画案報告会 <各小学校区>  
11月9日 第15回総合計画策定委員会  
11月24日 市議会(全員協議会)に基本計画パブリックコメント素案の説明  
11月~12月 基本計画市民意見募集(パブリックコメント)  
平成28年 2月3日 市議会(全員協議会)に基本計画パブリックコメント結果を報告

## ■各種調査等の概要

### 1. 市民アンケート

調査対象	16歳以上の市民の中から3,000人を無作為抽出
調査時期	平成25年9月～10月
調査方法	郵送配布、郵送回収による郵送調査
回収結果	配布数：3,000票 回収数：1,721票 回収率：57.4%

### 2. 市民ワークショップ

参加者	公募による49名(市民アンケートによる参加希望者含む)
開催時期	平成25年12月～平成26年3月(スタートアップセミナーを含む6回)
実施方法	グループによる模造紙とフセン紙を用いたKJ法
グループテーマ	「環境・景観」、「福祉・健康・スポーツ」、「教育・歴史」、「商工・農林・観光」、「安心・安全・都市基盤」
検討内容	「河内長野市を“もっと”元気に！ 河内長野の未来予想図」を全体テーマとし、グループテーマごとに河内長野市の強み・弱み、将来像、実現方策を検討

### 3. 地域別検討会議

参加者	小学校区内の自治会、地域まちづくり協議会、各種団体、公募市民など
開催時期	平成26年10月～平成27年8月(各校区3回)
実施方法	グループによる模造紙とフセン紙を用いたKJ法
検討内容	小学校区ごとの地域別計画の策定に向け、地域の魅力と課題、将来像、今後の取り組み方策等を検討

### 4. 小中学生アンケート

調査対象	河内長野市在住の小学6年生、中学3年生の児童・生徒		
調査時期	平成25年11月～12月		
調査方法	各学校を通じた配布・回収		
回収結果	小学生	配布数：1,062票	回収数：1,004票 回収率：94.5%
	中学生	配布数：1,002票	回収数：927票 回収率：92.5%
	合計	配布数：2,064票	回収数：1,931票 回収率：93.6%



## 5. 小中学生ワークショップ

参加者	小学生	26名 市内の小学6年生(各小学校につき2名)
	中学生	16名 市内の中学3年生<私立含む>(各中学校につき2名)
開催日	小学生	平成25年12月24日(火)
	中学生	平成25年8月30日(金)
実施方法	グループによる模造紙とフセン紙を用いたKJ法	
検討内容	「河内長野市の未来予想図」を全体テーマとし、河内長野市の好きなところ、変えたいところ、将来像等を検討	

## 6. 職員アンケート

調査対象	河内長野市役所職員 673名
調査時期	平成25年12月～平成26年1月
調査方法	直接配布・直接回収
回収結果	配布数：673票 回収数：531票 回収率：78.9%

## 7. まちづくり市民フォーラム(市制60周年記念事業)

参加者	160名
実施時期	平成26年7月5日(土) 13:30～16:00
内容	基調講演、市民ワークショップ報告、パネルディスカッション

- ・基調講演：「成熟型社会におけるまちづくりのあり方」 増田 昇(大阪府立大学大学院教授)
- ・市民ワークショップ報告：「河内長野市を“もっと”元気に!河内長野の未来予想図」
- ・パネルディスカッション：「みんなで創ろう!いきいきしたまち、河内長野」  
 コーディネーター 大阪府立大学大学院教授 増田 昇  
 パネリスト 社会福祉協議会、長野小学校区まちづくり会議、河内長野市商工会青年部、市民ワークショップ参加者、河内長野市長

## 8. パブリックコメント

### (1) 基本構想(総合計画審議会実施)

募集期間	平成27年4月20日(月)～5月20日(水)
意見件数	基本構想(素案)への意見 21名、50件 将来都市像への意見 10名、14件 (内9名は基本構想(素案)への意見提出者)

### (2) 基本計画(市実施)

募集期間	平成27年11月27日(金)～12月28日(月)
意見件数	基本計画(素案)への意見 22名、43件

## ■ 諮問

河長政企 第 20 号  
平成 26 年 9 月 1 日

河内長野市総合計画審議会  
会長 増田 昇 様

河 内 長 野 市  
市長 芝 田 啓 治

### 河内長野市第5次総合計画の基本構想案の策定について（諮問）

本市では、平成 17 年に策定しました「第 4 次総合計画」が平成 27 年度で計画期間の満了を迎えることにより、平成 37 年度を目標年次とした「第 5 次総合計画」（平成 28 年度～平成 37 年度）を策定することといたしました。つきましては、河内長野市総合計画審議会条例第 2 条に基づき、河内長野市第 5 次総合計画の基本構想案の策定について、貴審議会でご審議をいただきたく、諮問いたします。

## ■ 答申

平成 27 年 7 月 3 日

河内長野市長 芝田 啓治 様

河内長野市総合計画審議会  
会長 増田 昇

### 河内長野市第 5 次総合計画の基本構想案の策定について（答申）

平成 26 年 9 月 1 日に諮問のあった「河内長野市第 5 次総合計画の基本構想案の策定について」、別添の通り答申します。

本審議会では、十分な社会潮流の検証と本市の現状や課題の洗い出しのもとに、本格的な人口減少、少子・高齢社会を迎える中において、人々のふれあいを大切にし、自然や歴史、文化など本市の豊かな資源や特性を活かした、活力のあるまちづくりをめざすことを念頭に、慎重に議論を進めてきました。

審議にあたっては、市民アンケート、小・中学生アンケートの結果や市民ワークショップ等の意見を踏まえるとともに、パブリックコメントの実施などにより、市民意見の反映に努めてきました。

本審議会の会議経過につきましては、部会を 3 部会に分かれて各 4 回ずつ開催し、きめ細やかな議論を重ねるとともに、5 回の全体会を開催し、合意形成に努めてきました。

市長におかれましては、この答申及び本審議会の審議経過も十分尊重して基本構想を取りまとめるとともに、基本計画を策定してください。また、基本構想や基本計画は、広く市民等に情報提供を行うとともに、市民や市議会等関係機関の理解と協力を得ながら、基本構想に掲げています将来都市像の実現に向け、総合的・計画的にまちづくりを推進されることを期待します。

## ■河内長野市総合計画審議会条例

昭和 43 年 10 月 21 日  
条例第 37 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、河内長野市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ河内長野市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は委員 50 名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 一般住民
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市及び関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員は当該諮問に係る審議が終了したときは解任されるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 名をおく。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条の 2 会長が必要と認めたときは、審議会の所掌事務を分掌させるため、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は部会委員の互選による。
- 3 部会長は、第 1 項の規定によりその部会に分掌させられた事務を掌理し部会における審議の経過及び結果を審議会の会議に報告しなければならない。
- 4 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年4月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月30日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月26日条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第39号抄)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## ■総合計画審議会委員名簿

会長

増田 昇	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授	学識経験を有する者
------	----------------------	-----------

副会長（第1部会長兼務）

農野 寛治	大阪大谷大学人間社会学部人間社会学科教授	学識経験を有する者
-------	----------------------	-----------

第1部会（福祉・教育）

氏名	職業など	選出区分
大原 一郎	河内長野市議会	市議会議員
駄場中 大介	河内長野市議会	
曾和 孝司	河内長野市老人クラブ連合会会長	各種団体の代表
牧田久美子	特定非営利活動法人 河内長野市総合スポーツ振興会副理事長	
松尾 正氣	河内長野市三師会会長	
三浦佐江子	team あごら会計監事	
道本 雅秀	河内長野市青少年健全育成協議会会長	
山本 明彦	公益財団法人 河内長野市文化振興財団理事長	
吉村 禎二	社会福祉法人 河内長野市社会福祉協議会会長	一般公募委員
出水 季武	公募	
黒川 陞	公募	
中畔美代子	公募	学識経験を有する者
○小野 達也	大阪府立大学人間社会学部人間社会学研究科地域保健学域准教授	
中道 厚子	大阪大谷大学人間社会学部スポーツ健康学科教授	
◎農野 寛治	大阪大谷大学人間社会学部人間社会学科教授	

第2部会（都市・環境・経済）

氏名	職業など	選出区分
木ノ本 寛	河内長野市議会	市議会議員
中林 圭見	河内長野市議会	
上野 修二	河内長野市観光協会会長	各種団体の代表
生地 孝至	河川を美しくする市民の会副会長	
奥野 豊	大阪府森林組合理事	
増田 勝紀	大阪南農業協同組合理事	
吉年 正守	河内長野市商工会会長	一般公募委員
幸山 善信	公募	
渋谷 修	公募	
森脇 稔	公募	学識経験を有する者
加我 宏之	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科（緑地環境科学専攻）准教授	
◎加藤 司	大阪市立大学商学部教授	
○嘉名 光市	大阪市立大学工学研究科都市系専攻（都市学）准教授	
松井 芳和	大阪府政策企画部企画室計画課長	関係行政機関の職員

## 第3部会（協働・行財政）

氏名	職業など	選出区分
浦尾 雅文	河内長野市議会	市議会議員
山口 健一	河内長野市議会	
上奥 雅勇	河内長野市防犯協議会会長	各種団体の代表
西村 道夫	特定非営利活動法人 かわちながの市民公益活動推進委員会理事長	
廣瀬 義雄	河内長野市自主防災組織連絡協議会会長	
堀 泰明	公募	一般公募委員
水谷 邦子	公募	
村上 靖毅	公募	
○田中 晃代	近畿大学総合社会学部総合社会学科（環境系専攻）准教授	学識経験を有する者
◎戸谷 裕之	大阪産業大学経済学部教授	
紅谷 昇平	神戸大学国際協力研究科社会科学系教育府特命准教授	
松倉 昌明	大阪府富田林土木事務所地域防災監兼地域支援企画課長(H27.3.31まで)	関係行政機関の職員
田中 伸之	大阪府富田林土木事務所地域防災担当参事兼地域支援企画課長(H27.4.1から)	

委員 42 名 敬称略 各部会、選出区分ごと五十音順

◎は部会長 ○は副部会長

「職業など」については、任命時のものを記載（ただし、一般公募委員は公募と記載）

## ■ 策定委員会規程

平成 25 年 8 月 21 日  
河内長野市規程第 28 号

### 河内長野市総合計画策定委員会規程 (設置)

第1条 本市の総合計画の策定に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、河内長野市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画案の策定に関すること。
- (2) 総合計画についての調査研究に関すること。
- (3) その他総合計画策定について必要な事項の決定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、副市長、教育長、参与及び部長級の職にある者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、総合政策部を担当する副市長をもってこれに充て、副会長は他の副市長をもって充てる。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、学識経験者その他の者に会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(策定部会)

第6条 委員会の下に、策定部会を置く。

- 2 策定部会は、部会長その他の部会員をもって構成する。
- 3 策定部会の運営に関する事項は、部会長が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、別に定める部署において行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規程第 9 号抄）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。



## 河内長野市民憲章

昭和 42 年 11 月 3 日 制定

金剛、葛城、岩湧とつらなる山山にかこまれた河内長野市は、清らかな山河と、澄み切った大気のなかで、貴重な文化財を伝えてきたゆかしいまちであり、また、進取と不屈の精神をもって、新しい都市を建設しつつある、力強くたくましいまちです。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りをもち、心をあわせて、さらに美しく住みよいまちにするため、ここに、この市民憲章を定めました。

### 1 わたしたちは、恵まれた自然を愛しましょう。

美しい山河に恵まれたこのまちは、健全な心身を養うにも、ふさわしい条件をそなえています。この幸せを感謝するとともに、健康な生活環境を確保しましょう。

### 1 わたしたちは、豊かな文化財に学びましょう。

多くの文化財や史跡は、貴重な祖先の遺産です。これを大切にし、これによって歴史の流れを知り、文化の向上に寄与しましょう。

### 1 わたしたちは、生産することの価値をたたえましょう。

創造の喜びは大きく、そのために働く人の努力はとうといものです。めいめいの職業に意欲をもやし、豊かな生活をきずきましよう。

### 1 わたしたちは、新しい世代に役だつ人となりましょう。

次の社会、新しい時代に対応できる人材をつくることは、これからの教育に課せられた、大きな使命です。そのために、理想的な教育環境をととのえる努力をしましょう。

### 1 わたしたちは、人人との交わりを大切にしましょう。

平和で、秩序ある市民生活は、良識に富んだ人間関係が基礎となるものです。温かい心のつながりによって、明るさに満ちたまちをつくりましよう。

市章



昭和 29 年 7 月公募し、この作品を採用、市章と決めた。大阪府を外郭に表し、なかに市の頭字長を配す。

市の木



「くすのき」は楠木氏ゆかりの地にふさわしく、歴史ゆかしい常緑樹で、たくましく発展する河内長野を象徴するものとして、昭和 44 年 11 月 3 日に選定されました。

市の花



「きく」も楠木氏の旗印「菊水」に通じ、市民の清楚でゆかしい心を象徴する花として、昭和 44 年 11 月 3 日に選定されました。

## 河内長野市第5次総合計画

発行：平成 28 年 3 月

河内長野市

〒 586-8501 大阪府河内長野市原町一丁目 1 番 1 号

Tel. 0721-53-1111

編集：総合政策部 政策企画課